



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和4年度 第2号

(2022年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

就職氷河期世代チャレンジ応援団 参加企業募集中！

高知県就職支援相談センタージョブカフェこうちでは、就職氷河期世代の雇用や育成にご理解のある県内企業ネットワーク「就職氷河期世代チャレンジ応援団」への参加企業を募集しています。現在、約100社の県内企業が登録中です。ぜひ一度お問い合わせください！

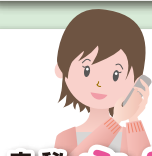
応援団の取組	ジョブチャレンジ	求職者が自分に合う職種や業種を見つけるために応援団企業で行う仕事体験です。受入企業には指導料支給あり。受入企業への就職につながることも。
	講話	経営者の方等に講師をお願いし、企業の取組紹介などをしていただく中で、求職者の業界・職場理解を促進し働くイメージづくりをサポートします！
	座談会	企業担当者と求職者との、少人数制交流イベントです。
	応援団企業向けセミナー	対象世代の受入環境整備や人材育成、職場定着を目指して行う研修に無料で講師を派遣します。

＜就職氷河期世代とは・・・＞

概ね36歳～51歳（R4.4.1時点）で、特に雇用環境の厳しい時代に就職活動をした世代

＜お問い合わせ＞ 高知県就職支援相談センター ジョブカフェこうち 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル
月曜～金曜、第2・第4土曜（祝日と12/29～1/3は除く） 10:00～18:00（金曜のみ10:00～20:00）
Tel:088-802-1533 E-mail:info@jobcafe-kochi.jp HP:https://www.jobcafe-kochi.jp

ジョブカフェこうち HP



安心しつゝ相談ください！
秘密は守られます。

DVについての 主な相談窓口のご紹介

相談先	女性相談支援センター 【配偶者暴力相談支援センター】	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警察
対象者	女性・DV被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電話番号	088-833-0783	女性対象相談 088-873-9555 男性対象相談 088-873-9100	警察本部の総合相談係 （#9110又は088-823-9110） 最寄りの警察署の生活安全 担当課
相談時間等	〈電話相談〉 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00 〈来所相談〉 月～金 9:00～17:15 （要予約） ※いずれも年末年始は除く	〈女性対象相談〉 休館日を除く 9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く 〈男性対象相談／事前予約制〉 第1火曜日、第3・4水曜日 18:00～20:00 ※休館日：第2水曜日、祝日、 年末年始	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ

●犯罪被害者等の方々の方が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう、被害回復のための休暇制度の導入について考えてみませんか。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216_02.html
〈お問い合わせ〉高知労働局 雇用環境・均等室 TEL:088-885-6041

マイナンバーカードを取得してみませんか？

マイナンバーカードは身分証明書として使用できるほか、全国のコンビニで住民票等の取得（※）ができるなど大変便利なカードです。

※高知市、南国市、宿毛市、四万十市、香南市、安田町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、越知町で実施中。
（今後も拡大予定）



○職場でカンタンに！

市町村職員が職場を訪問し、カードの申請受付を行います。その場で写真撮影（無料）し、カードは自宅に郵送されます。

詳細は高知縣市町村振興課行政担当までお問い合わせください。

TEL:088-823-9313

E-Mail:s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp



9月末までにカードを申請した方は、最大2万円分のマイナポイントを取得することができます。

高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得しませんか？

ワークライフバランスの推進に取り組んでいます



高知県ワークライフバランス推進認証企業

高知県では、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証しています。令和4年8月1日現在で447社と多くの企業に認証を取得いただいております。

認証を取得し、企業のイメージアップや人材確保につなげませんか？

認証制度のメリットや活用事例は下記のとおりです。



認証マークを活用できます！

自社のホームページや名刺、求人サイト等で認証マークを使ってPRすることができます。実際に、人材確保のために認証マークを活用するなどワークライフバランスの取組をアピールすることで、新卒採用や中途採用のエントリーが増加した事例もあります。



県の建設工事の入札参加資格審査評価点への加点があります！

「地域点数」の審査項目に20点が加算されます。



認証企業の従業員に向けた個人ローンの金利優遇制度があります！

四国銀行ではマイカーローンや目的ローンなど、高知銀行では住宅ローンやフリーローンなどで、金利の優遇措置を受けられます。
※手続きについては各銀行窓口へお問合せください。

〈認証制度についてのお問い合わせ〉

高知県商工労働部雇用労働政策課 TEL 088-823-9764

詳細はこちら



「えるぼし」認定、「プラチナ」えるぼし認定について

労務改善 Q&A

Q

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）による一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業は、取組状況が優れていると「えるぼし」認定を受けられると聞きましたが、どのようなメリットがあるのでしょうか。

企業イメージの向上や公共調達で、有利になることがあります。

「一般事業主行動計画」とは、女性活躍推進法により、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行った上で策定するもので、計画期間、数値目標、取組内容、実施時期を盛り込む必要があります。常時雇用する労働者が101人以上の事業主には策定及び労働局への届出の義務があり（100人以下の事業主は努力義務）、社内周知や外部公表を行う義務もあります。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主は、労働局への申請により、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良であること等の厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定には次の2つがあります。

- ・「えるぼし」認定（要件：（1）採用（2）継続就業（3）労働時間等の働き方（4）管理職比率（5）多様なキャリアコースの5つの基準のいずれかを満たした上で、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表していることなど）
- ・「プラチナえるぼし」認定（要件：上記5つの基準の全てを満たした上で、一般事業主行動計画に定めた目標を達成するとともに、男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、必要な情報を「女性の活躍推進企業データベース」で毎年公表していることなど）

これらの認定を受けた企業には、次のようなメリットがあります。

- ・厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができます。例えば、サービス提供時に着用する制服や、会社案内、求人票に付することで、女性活躍推進企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- ・各府省庁の公共調達でワークライフバランス等を推進する企業について積極的に評価し、受注機会の増大を図る観点から、えるぼし認定企業等を評価する項目を設定しています。公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- ・プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

以上のように、女性の活躍推進に関する取組を充実させるほど、企業はメリットが多く受けられるため、積極的に取り組んではいかがでしょうか。詳細な情報を知りたい方は、厚生労働省が解説HPを作成していますので、下記URLをご参照ください。

●女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お知らせ】10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です。次の期間中、高知城が当委員会のイメージフラワー「ブルースター」（花言葉：信じ合う心）の水色にライトアップされます。よろしければご覧ください！

- ・実施期間：令和4年10月24日（月）から同月31日（月）までの日没後から22時まで（予定）



高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください！

TEL 088-821-4645